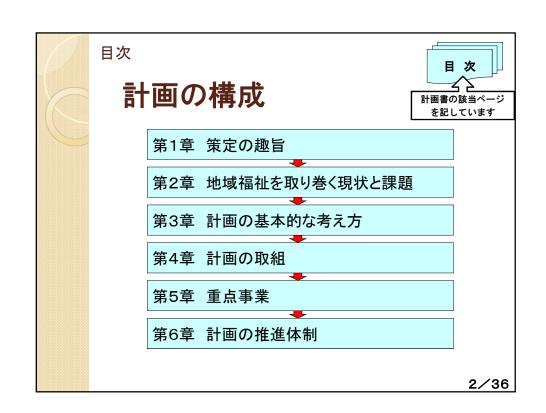
第3次秋田市地域福祉計画 ~計画の概要~

地域福祉計画とは・・・・

- ▶社会福祉法第107条の規定による法定計画
- ▶平成21年に策定した現行計画を見直すもの (平成26~30年度)
- ▶本市の福祉保健部門における基本計画

平成26年3月福祉総務課地域福祉推進室



第1章 策定の趣旨 - 1策定の背景

P2-3

近年の福祉政策の方向性

平成12年 社会福祉法スタート

「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに



地域福祉の推進とは・・・・

地域での自立した生活を支援

そのような支援を進めるために、 公的な福祉サービスについては・・・・

利用者主体、市町村中心のサービス供給

少子高齢化が進み、社会保障費が増大する中、税制と年金、医療 と介護、子育て支援、障がい者制度、雇用等を抜本的見直し

社会保障と税の一体改革

3/36

第1章-1策定の背景

P4-8

今後の福祉政策の課題

家庭の扶養能力(介護・育児機能)の低下

世帯規模の縮小、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加

地域社会の脆弱化、地域の相互扶助力の低下

> 地域と関わろうとしない世帯の増加、地域自治活動の硬直化

公的な福祉サービスで対応が求められる福祉ニーズが増加・多様化



人口減少社会・少子高齢社会

第1章-1策定の背景

Р9

地域福祉の意義

地域福祉とは・・・・

誰もが身近な地域で自立した生活を営めるようにすること

そのためには・・・・

- ①福祉の各分野の垣根を払い、
- ②多様な主体が協働して支え合う

これからの社会福祉のかたち

支え合いの地域づくりによるリスク対策

地域社会の再生の軸

5/36

第1章-1策定の背景

P10

地域福祉を推進するための市の役割

利用者主体のサービス(セーフティネット)の提供

▶ まずは、よりよい福祉サービスを提供していくこと

地域生活の総合的な支援

» あらゆる分野(まちづくりなど)において、地域福祉(地域で自立した 生活を営むことができるようにする)の視点から取り組むこと

地域福祉活動のコーディネート

- » 市民の地域福祉活動を促進すること
- ▶ 公・共・私の多様な主体の連携・協働を調整すること

第1章-1策定の背景

P11

エイジフレンドリーシティ (高齢者にやさしい都市)構想

高齢者が経験、知識、能力で支え手として活躍

- > 少子高齢化、人口減少の急速な進行
- ▶ 「高齢者は支えられる人」という視点を大胆に変革

支えが必要になってもいきいきと暮らせる社会

> その人らしく生きられるセーフティネットのあるまちづくり

本市の成長と発展のエネルギーに

- ・県都『あきた』成長プランの成長戦略
- ・グローバルネットワーク参加 ・行動計画策定

7/36

第1章-1策定の背景

P19

見直しの基本方針

第1次計画=地域福祉の理念の普及

第2次計画=福祉施策の再整理と課題解決のしくみ

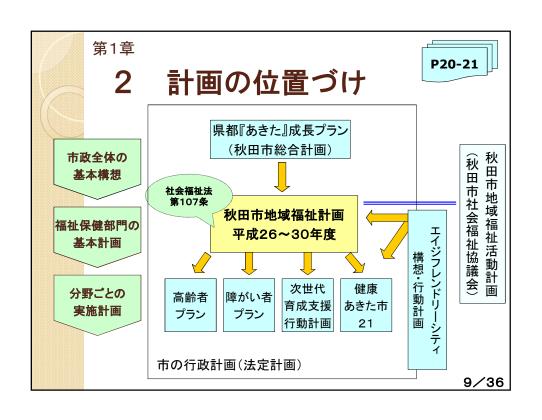
第3次計画=地域支え合いの具体的な取組をさらに推進

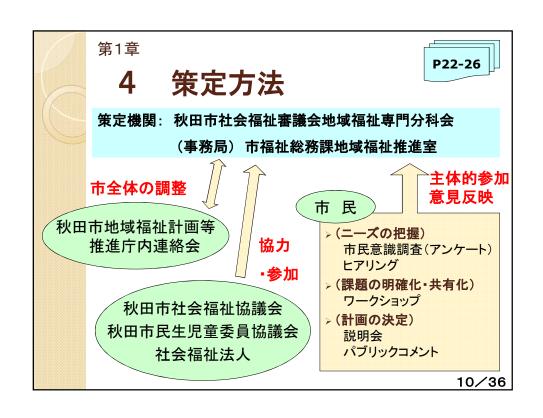
重点事業を含む第2次計画の継承と発展

- » 東日本大震災、孤立死·所在不明高齢者問題などが進行
- > これまでの取組を見直し、さらなる取組強化

社会情勢、エイシ、フレント・リーシティ構想の反映

- > 社会保障と税の一体改革など福祉制度の変化
- > エイジフレンドリーシティ構想は、すべての市の施策に反映





第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

P27-48

1福祉ニーズと福祉サービス

市民の福祉ニーズの現状

- 増加傾向・・・ 高齢者、障がい者、保護、母子家庭
- 減少傾向・・・子ども
- 新たな福祉ニーズ・・・増加、多様化

福祉サービスの課題

- 増加・多様化する市民ニーズに公的な福祉サービスだけで対応は困難
- 地域福活動、市民活動の活発化

11/36

第2章

P49-75

2市民の生活課題と解決の方向

- 1. 福祉意識を向上させるための取組
- 2. 担い手の育成・支援
- 3. 日常的な住民同士の交流
- 4. 地域活動・市民活動の促進
- 5. 地域福祉の担い手の連携
- 6. 利用者主体のサービス提供
- 7. 相談体制の充実と情報の提供
- 8. 要援護者の地域生活の安心確保
- 9. 災害時に備えた体制づくり

第3章 計画の基本的な考え方

P77

1基本理念

東日本大震災 地域の担い手不足 福祉課題の複雑化

これまでの取組を引継ぎ、さらなる取組を進めるために・・・



・第1、2次計画の地域福祉像、取組を引き継ぐ・各主体の連携、誰もが社会参加することが必要

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

公・共・私の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、自分の経験や能力を生かしながら、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざす。

13/36

第3章

基本理

念

2基本目標

P78

<u>「みんなでつながりみんなで築く地域</u> <u>のしあわせ」</u>のために・・・・



基本目標1 地域福祉を担う人づくり

基本目標2 担い手の連携による支え合いの地域づくり

基本目標3 利用者に合った福祉サービスと相談支援のしくみづくり

基本目標4 だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり

第3章-3取組の基本原則

P79-81

エイジフレンドリーシティ (高齢者にやさしい都市) 構想の反映

秋田市エイジフレンドリーシティ構想

高齢者も経験や能力に応じて、活躍の場と機会が与えられ、支えが必要になってもいきいき暮らせるまち

→ 障がい者、子育て世帯等だれにもやさしいまち

「地域福祉」の理念

誰もが自分の能力を発揮し、住み慣れた地域で自立 生活ができるように支援

「エイジ構想」と「地域福祉理念」の親和性

15/36

第3章-3取組の基本原則

P82-85

地域の絆づくり

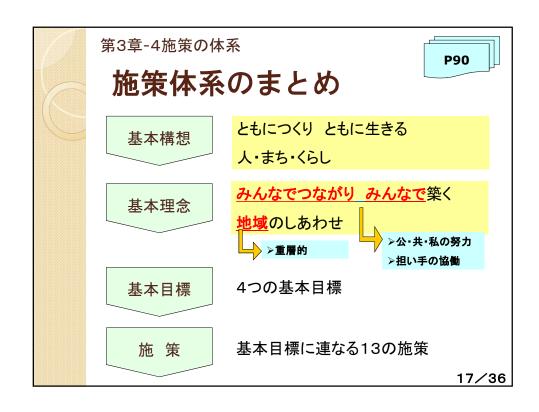
・ 成長プラン推進の視点 家族・地域の絆づくり

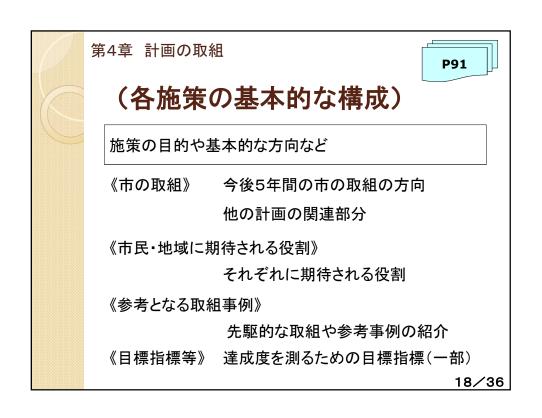
公・共・私の役割分担

- 課題解決の基本構造=公・共・私の社会的努力
 - 「公の努力」(行政の役割ー公助)
 - 「共の努力」(地域等の役割ー共助)
 - 「私の努力」(市民の役割ー自助)

地域の範囲、福祉圏域の考え方

・ 地域を重層的にとらえる地域(5 or 7)、小地域(約38)、近隣(約1,000)





P94-96

施策1 福祉意識の向上

福祉に対する理解や支え合いの意識の醸成、地域福祉の主体としての自覚を促すため

《市の取組》

- ▶福祉教育の推進
- ▶家族や地域の絆づくりの推進
- ▶男女共生社会の推進
- ▶(新)エイジフレンドリーシティ構想の推進
- ▶地域福祉・地域福祉活動のPR

19/36

第4章-基本目標1

P97-99

施策2 担い手の育成

地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てるため

《市の取組》

- ▶民生委員・児童委員活動の推進
- ▶福祉協力員活動の促進
- ▶地域保健推進員活動の推進
- ▶福祉ボランティア活動の促進
- ▶市民活動の促進
- ▶地域活動の担い手育成の支援
- ▶(新)認知症サポーターの養成

P100-102

施策3 高齢者や障がい者など の社会参加

高齢者や障がい者などが地域活動や市民活動 などで自らの経験や能力を発揮できるように

《市の取組》

- ▶(新)介護支援ボランティア、傾聴ボランティア養成事業
- ▶生涯学習(社会参加活動)の推進
- ▶老人クラブ活動の活性化
- ▶(新)障がい者の社会参加、障がい者相談員の設置
- ▶(新)放課後児童の支援、ファミリー・サホート・センンターの運営

21/36

第4章-基本目標2

P103-105

施策4 住民同士の交流

地域で孤立する人をなくすとともに、地域で支え合い、協力し合う関係づくりを進めるため

《市の取組》

- ▶公民館等における世代間交流事業の推進
- ▶市民スポーツの振興
- ▶いきいきサロン事業の推進

P106-108

施策5 地域コミュニティ活動 の推進

生活課題を住民が共有し、地域活動に参加し、支え合う地域社会を形成していくため

《市の取組》

- ▶地域自治活動の支援
- ▶(新)地域コミュニティ活動への支援
- ▶自治活動拠点の整備
- ▶市民憲章推進協議会の活動支援
- ▶地域愛形成事業の推進
- ▶(新)子ども会活動への支援

23/36

第4章-基本目標2

P109-112

施策6 地域福祉活動の推進

ボランティアやNPO、住民団体などの多様な民間主体等による地域福祉活動を促進するため

《市の取組》

- ▶社会福祉協議会の活動の支援
- >地域保健·福祉活動推進事業
- ▶親子のふれあい広場事業
- ▶(新)エイジフレンドリー構想に基づく市民活動の推進
- ▶(新)地域福祉推進関係者連絡会の開催
- ▶(新)個人情報の保護と適切な管理への理解促進

P113-115

施策7 担い手の連携による取組の推進

様々な担い手が連携して取り組むことで地域 福祉活動がさらに発展するように

《市の取組》

- ▶高齢者等の見守りネットワーク
- ▶地域子育て支援ネットワーク事業
- ▶(新)地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組
- ▶学校と地域社会との連携
- ▶地域包括ケアの推進

25/36

第4章-基本目標3

P116-118

施策8 福祉保健サービスの提供

セーフティネットとして、福祉保健サービスの体系的な整備、適切なサービス提供のため

《市の取組》

- ▶高齢者福祉の充実
- ▶障がい者福祉の充実
- ▶児童福祉、子育て支援の充実
- ▶地域保健の充実
- ▶サービスの対象とならない課題への対応
- ▶生活保護の適正実施と自立支援の促進
- ▶福祉医療費給付事業
- ▶社会福祉法人および事業者の指導監査等

施策 9 情報の提供と 相談体制の充実

P119-121

利用者が必要な情報を入手し、サービス選択時に適切な助言が得られるようにするため

《市の取組》

- ▶広報紙、小冊子等による情報の提供
- ▶(新)地域包括支援センター運営、障がい者相談支援 事業、子育て家庭等に関する相談支援の充実
- ▶(新)精神保健対策事業の推進
- ▶ふれあい福祉相談センター
- ▶相談活動の充実、各種相談窓口のPR
- ▶各種相談機関等との連携
- ▶潜在化しているニーズの把握

27/36

第4章-基本目標3

P122-123

施策10 社会的包摂と サービス利用の支援

社会的弱者の安心な地域生活、また、適切なサービスへの結びつけと利用者の立場に立ったサービス確保のため

《市の取組》

- ▶民生委員・児童委員による個別援助活動
- ▶成年後見制度利用支援事業
- ▶社会福祉法人の監査指導等
- ▶(新)高齢者、障がい者、児童等への虐待防止
- ▶市民小口資金の貸付け
- ▶(新)生活困窮者への相談対応

P124-129

施策||安全安心に暮らせるまちづくり

日常生活をおびやかす様々なリスク回避のため

《市の取組》

- ▶自主防災組織の育成強化
- ▶(新)災害時要援護者への防災・災害情報提供、避難支援
- ▶地域の除排雪体制の構築
- ▶(新)高齢者や障がい者宅の除排雪支援
- ▶消費者啓発、交通安全対策
- ▶(新)火災予防の推進、応急手当普及、救急救命体制整備
- ▶(新)民間企業等との連携による見守り体制構築
- ▶(新)認知症高齢者の地域生活への支援
- ▶地域防犯の強化
- ▶自殺予防総合対策

29/36

第4章-基本目標4

P130-131

施策12 バリアフリーと ユニバーサルデザインの推進

子どもや高齢者、障がい者でも快適で安全な都市環境を整備するため

《市の取組》

- ▶住宅環境の整備
- >安全な歩行者空間の確保
- ▶既存公共施設等のバリアフリー化の促進
- ▶(新)都市公園のバリアフリー化
- ▶(新)新庁舎等の新設公共施設のユニバーサルデザインの推進

P132-134

施策13 自立生活の支援

自立した生活が継続できるよう支援するため

《市の取組》

- ▶市民の健康づくりの推進、健康づくり・生きがいづくり 支援事業
- ▶高年齢者就業機会確保事業
- ▶移動手段(公共交通)の確保、高齢者コインバス事業、 障がい者交通費補助、移動支援事業、福祉有償運送
- ▶高齢者軽度生活援助事業
- ▶市営住宅における入居要件の緩和
- >(新)高齢者や障がい者の住環境の整備

31/36

第5章

重点事業

P135

地域における重点課題の解決に向けた 公・共・私の役割分担と連携による取組

《重点事業1》 孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

日頃から地域全体で見守るしくみ

《重点事業2》 災害に備えた支え合いの地域づくり

災害時に地域で支援するしくみ

《重点事業3》 担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

重点事業や地域福祉活動の推進のためのしくみ 32/36

第5章-1孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

P137-142

重点 1 (継) 孤立化を防ぐ支え合い の地域づくり

孤立予防ネットワークの確立

見守りネットワークの充実を核として、訪問活動や地域 サロンなど地域の取組を進めていくことに加え、行政・関 係機関・民間などの連携による、より大きな孤立予防ネッ トワークを確立する。

平成26年度

地区ワークショップ開催 見守りネットワーク等の推進

孤立予防ネットワーク会議の開催

公・共・私の 役割分担 と連携

平成27年度

孤立予防ネットワークの確立

33/36

第5章-2災害時に備えた支え合いの地域づくり

重点2(継)災害に備えた支え合いの地域づくり

P143-155

要援護者が無事に避難でき、安心な避難生活を送ることができる、避難支援体制の構築

各地区で、要援護者一人ひとりの状況把握と、災害時の支援体制を整える。また、避難生活支援のため、福祉避難所の運営体制整備と人材・備蓄品を確保する。

平成26年度

災害時要援護者の避難支援プラン改定

平成27年度

モデル地区・町内会での支援体制づくり

公・共・私の 役割分担 と連携

福祉避難所の備蓄・人材確保の協定

平成28年度~

全市域での支援体制づくり

第5章-3担い手の連携による地域コミュニティ 活動の活性化

P156-160

重点3 (新)担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

地域福祉推進のための地域コミュニティ活動活性化

ほかの二つの重点事業など、地域福祉活動が活性化するため、地域福祉推進関係者連絡会や地域活動座談会を開催しながら、担い手確保や地域コミュニティ活動活性化のための方策をまとめる。

平成26年度

連絡会や地域活動座談会の開催

1

平成27年度

活性化策の取りまとめ

公・共・私の 役割分担 と連携

平成28年度~

活性化策の推進

35/36

第6章

計画の推進体制

P161

1 計画の進行管理

- 毎年度終了時点で取組の進行状況を点検、公表する。
- 2 計画の評価と見直し
 - ●見直し(5年後の予定)の際に総合的な評価を行う。
 - ●評価の方法は、取組の進行状況、目標指標の達成度、アンケートなどによる。

地域福祉専門分科会秋田市社会福祉審議会